

# 基礎研 レポート

## EIOPA がソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP を公表(1) —2020 年レビューに向けての EC 及び監督当局の動向—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1 はじめに

ソルベンシー II に関しては、2016 年からスタートしているが、ソルベンシー II 指令の立法文書に従う正式なプロセスとして、そのレビューを行うことになっている。

具体的には、ソルベンシー II 委任規則のリサイクル 150 は、ソルベンシー資本要件の標準式の見直しのためのタイムラインを定義しており、レビューの第 1 段階は、2018 年 12 月までに欧州委員会 (European Commission) によって最終決定され、ソルベンシー II の枠組みは 2021 年までに見直される予定となっている。

これを受けて、レビューの第 1 段階については、2016 年 7 月に、欧州委員会が EIOPA (欧州保険年金監督局) に対して、具体的にいくつかの項目に関する技術的助言を提供するように依頼し、これを受けて、EIOPA は検討を行い、2017 年から 2018 年にかけて、2 つの助言セットを欧州委員会に提出した。これを踏まえて、欧州委員会が検討を行い、2018 年 11 月にソルベンシー II に関する委任規則 (Delegated Regulation (EU) 2015/35) を改正する案を協議にかけ、その後、欧州議会で議論が行われ、各種の意見等も提出されたようだが、最終的には通過して、2019 年 6 月に改正案が交付された<sup>1</sup>。これにより、ソルベンシー II の標準式に対する多くの重要な変更が、2019 年 7 月 8 日に発効した。なお、必要自己資本に重大な影響を与えると予想される変更は、2020 年 1 月 1 日以降にのみ実施されることとなった。これらの動向については、これまでのレポートで報告してきた。

今後は、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA に対して、2019 年 2 月 11 日にソルベンシー II 指令 2009/138 / EC2 のレビューに関する助言要請<sup>2</sup>を行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける

<sup>1</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2019:161:FULL&from=EN> (英語版)

<sup>2</sup> [https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH\\_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf)

技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー（以下、「今回の CP」という）を公表<sup>3</sup>した。

今後複数回のレポートで、ソルベンシー II の 2020 年レビューを巡る動き及び EIOPA の今回の CP の概要について報告する。まずは、今回のレポートでは、ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する欧州委員会の助言要請の内容及びこれまでの監督当局や業界団体の動きについて報告する。

## 2—欧州委員会による EIOPA への助言要請

### 1 | 欧州委員会の技術的助言要請の概要

欧州委員会は、EIOPA に対して、2019 年 2 月 11 日に、ソルベンシー II 指令 2009/138 / EC2 のレビューに関する助言要請<sup>4</sup>を行っている。これによれば、EIOPA は、2020 年 6 月 30 日までに回答することが求められている。これを受けて、EIOPA が検討を進めている。

この章では、欧州委員会による助言要請について、既に公表後 8 ヶ月以上経過しているが、今後の EIOPA における検討のベースとなることから、その技術的助言要請項目の内容を報告する。

EIOPA が技術的助言を求められるものとして、以下の項目が挙げられている。

- ・長期保証（LTG）措置及び株式リスクに関する措置（ソルベンシー II 指令第 77f 条（以下、同様））
- ・ソルベンシー資本要件の標準式を計算するときに使用される特定の手法、前提、及び標準パラメータ（第 111 条（3））
- ・ソルベンシー II 指令第 129 条（最低資本要件の計算）の適用に関する規則及び監督当局の慣行
- ・グループ内の保険及び再保険会社の監督（第 242 条（2））
- ・保険及び再保険会社の監督に関連するその他の項目

長期保証（LTG）措置のレビューは、レビューの中心的な役割を果たしており、これは人為的ボラティリティの削減に特に重点が置かれているが、これに加えて、2020 年のレビューは、標準式、リスク軽減手法及び最低資本要件（MCR）の要素を対象としている。欧州委員会はまた、マクロ・プルーデンス文書、再建・破綻処理計画、グループ監督、自己資本、報告制度、比例関係などのトピックに関する特定の質問に対する EIOPA からの回答を求めている。

### 2 | 欧州委員会の技術的助言要請項目の具体的内容

それぞれの項目の具体的な内容は、以下の通りである。

#### 1. リスクフリー金利の期間構造の補外（第 77a 条）

ソルベンシー II のリスクフリー金利期間構造の最終流動性点に適用されるルールが、市場危機の状況や金利上昇期を含む様々な市場状況における安定性を確保することを確実にするために、EIOPA は、EU の全ての通貨について、最終流動性点を決定する基準に基づく証拠を提供するよう求められ

<sup>3</sup> EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>  
協議ペーパー

[https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465\\_CP\\_Opinion\\_2020\\_review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf)

<sup>4</sup> [https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH\\_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf)

ている。最低限、次の基準に従って、最終流動性点に関する証拠を提示すべきである。

- ・通貨のスワップ・債券市場の厚み、流動性、透明性
- ・通貨の補外されない金利で割り引かれるキャッシュフローを債券とマッチさせる保険・再保険会社の能力
- ・全ての関連する満期について、市場における債券の数量との関係で当該満期以上の満期がある債券の累積価値

この証拠は、少なくとも 2016~2018 年の期間、理想的には過去数年において、可能な限り市場のストレスや金利上昇の期間を含めて提供されるべきであり、通貨当たりの最終流動性点を決定するためのパラメータの変動分析を伴うべきである。

EIOPA の分析が、現在実施されている最終流動性点が不適切であることを示唆している場合には、EIOPA は、これら最終流動性点の変更が、保険会社の自己資本のボラティリティやソルベンシーカバレッジ比率だけでなく、金融の安定性に及ぼす影響を包括的に評価することを要望する。この影響評価は、少なくとも国レベルで、十分な詳細レベルで提供されるべきである。

## **2. マッチング調整 (第 77b 条、第 77c 条) とボラティリティ調整 (第 77 条 d)**

EIOPA は、EU における公平な競争条件と保険契約者保護の観点から、金融市場における景気循環促進行動を防止し、債券スプレッドの拡大の影響を緩和するメカニズムとして、ボラティリティ調整とマッチング調整が効率的に機能しているかを評価することが求められる。

欧州委員会のサービスは、単一の調整メカニズムの可能性を排除することなく、調整の設計、較正及び機能をレビューするための可能なアプローチを評価することを想定している。

### **a) ボラティリティ調整**

EIOPA は、ボラティリティ調整額の計算/適用のための以下のアプローチについて、最良推計値の計算及び保険会社のソルベンシー・ポジションに及ぼす定量的影響を評価することが求められている。

- ・アプローチ 1：現在の代表的ポートフォリオの概念を維持しつつ、保険会社の負債の非流動性の特徴及び/又はデュレーションを考慮した調整の適用。この調整は、異なる「適用率」に依存する可能性がある。
- ・アプローチ 2：各保険会社の保有する自己資産のウェイトを考慮した調整の適用、その調整は、保険負債ポートフォリオのキャッシュ・フロー・マッチングのレベルに応じて異なる「適用率」に依存する可能性がある。このアプローチを適用する場合、EIOPA はソルベンシー資本要件の計算において、分散効果に関する前提を特定すべきである。

また、EIOPA は、その目的に照らして、各国ごとに増加したボラティリティ調整の機能を見直し、必要に応じて、措置の修正を提案することが求められる。

### **b) マッチング調整**

EIOPA は、マッチング調整の計算/適用に関する以下のアプローチについて、最良推計値の計算及び保険会社のソルベンシー・ポジションに及ぼす定量的な影響を評価するよう求められる。

- ・アプローチ 1：分散効果（完全分散化を含む）ゼロの現在の前提の変更；EIOPA は、部分分散化の前提を評価する場合、適切な分散化レベルを決定するための基準と方法を提示すべきである。

- ・アプローチ 2：キャッシュフローの特性や信用の質を含む、マッチング調整の利用に適格な資産の基準の見直し

### **3. 経過措置**

ソルベンシー II 指令第 VI 編第 1 章は、いくつかの経過規定を定めている。EIOPA は、保険契約者保護及び公平な競争条件の観点から、経過規定の現在の妥当性を評価するよう求められている。この評価は、該当する場合には、新たに会社が経過措置を申請する可能性が継続すべきかどうかについても評価すべきである。EIOPA は、勧告にその理由が記載されていれば、異なる経過措置についての作業を優先することができる。しかし、EIOPA の評価は、少なくともソルベンシー II 指令の第 308b 条 (12)及び(13)、第 308c 条並びに第 308d 条に規定する経過措置を対象とすべきである。

### **4. リスクマージン**

EIOPA は、資本コストに基づくアプローチに異議を唱えることなく、リスクマージンの設計の妥当性を評価するよう求められる。特に、EIOPA は以下の項目の現在の妥当性を評価すべきである。

- ・欧州委員会の情報要請に関して、EIOPA が現在行っている負債の移転価格に関する作業に照らしたリスクマージンの設計;
- ・受入会社の資産構成、特にリスクフリー投資の前提に関する仮定。この評価では、市場リスクの認識と、ボラティリティ調整の使用及びリスクマージン計算におけるマッチング調整との間の潜在的な相互作用を考慮すべきである。
- ・全ての保険と再保険会社のための固定資本コスト率の使用
- ・レバレッジがないことや株式リスク・プレミアムの算出など、資本コスト率の算出に使用される前提

### **5. Capital Markets Union の側面**

EIOPA はソルベンシー II における長期投資の取扱いに関する分析を継続すること、特に、標準式による市場リスク・モジュールの計算の基礎となる方法、前提条件及び標準的パラメータが、保険業の長期的性質、特に株式リスク及びスプレッド・リスクを適切に反映しているかどうかを評価することを求められる。この目的のために、EIOPA は次のことを求められる。

- ・保険会社が長期的に投資を維持することを可能にする保険業と負債の特徴を特定する。
- ・適切な場合には、保険会社の長期投資家としての行動を反映し、市場リスク・モジュールを計算するための修正された方法、前提条件及び標準的なパラメータについて助言する。

株式に関しては、EIOPA は株式リスク・サブモジュールの包括的な見直しを行い、特に、デュレーションに基づく株式リスク・サブモジュール、戦略的株式投資、長期株式投資及び対称調整の設計と調整の適切性を評価することが求められる。

相関行列に関しては、EIOPA は、(サブ)モジュールの構造の適切性とソルベンシー資本標準式で用いられる相関パラメータの較正を評価するよう求められている。較正を変更するためのあらゆる助言は、定量的モデルと証拠に基づくべきである。特に、市場リスク内の相関関係、解約リスクと異なる市場リスク間の相関関係は、市場リスクの再較正に関する潜在的な助言を考慮に入れるべきである。

## 6. ボラティリティ調整の動的モデリング

EIOPA は、内部モデル利用者による動的ボラティリティ調整のモデル化が、保険・再保険会社の投資戦略やリスク管理戦略を阻害する要因となっているかどうか、また、この点に関する多様な慣行の存在が公平な競争条件を損なう可能性があるかどうかを評価するよう求められる。この関連で、EIOPA は、ボラティリティ調整の基礎となる前提に照らして、内部モデルにおけるこの動的モデリングの適切性を評価することが求められる。EIOPA が内部モデルにおいてこの動的モデリングを維持するよう勧告する場合には、モデル化の調和を改善するための判断基準についても勧告すべきである。

## 7. ソルベンシー資本要件標準式

### a) 金利リスク

EIOPA は、低金利環境を考慮した上で、標準式による金利リスク・サブモジュールの較正が、保険会社が直面するリスクを適切に反映しているかどうかを評価するよう求められる。

この分析が欠陥を指摘している場合、それらをどのように修正できるかを勧告する。EIOPA は、勧告を行う際には、EEA 内の全ての通貨に対して新しい較正が適切であることを確認し、リスクフリー金利期間構造のパラメータとの潜在的な相互作用を考慮すべきである。

### b) ソルベンシー資本要件標準式のカウンターパーティ・デフォルト・リスク・モジュール

EIOPA は、全体的な構造とカウンターパーティ・デフォルト・リスク・モジュールの比例性を評価し、必要に応じて、より簡素なアプローチのための方法と評価に関する助言を提供するよう求められている。このアプローチにより、市場リスク又はカウンターパーティ・リスク・モジュールに対する資産クラスの配分の見直しが必要となる場合には、市場リスク・モジュールの見直しと整合的に行うべきである。

### c) ソルベンシー資本要件標準式の簡素化計算

EIOPA は、保険と再保険会社の適用の相違を特定して、生命保険と SLT 保険の保険引受リスク・モジュールの適用と、損害保険の解約リスク・サブモジュールについて報告するよう求められる。特に、監督上の経験からソルベンシー II 指令第 109 条及び第 111 条 (1)(i) に規定する追加的な簡易計算の必要性が指摘されている分野について報告をし、必要に応じて関連する方法を提案することが求められる。

### d) 引受リスクの較正

利害関係者が十分な品質の重要データを提供する場合には、EIOPA は、それが現在のファクターに基づいている較正よりも、引受ストレスの較正のより代表的な基準を形成するかどうかを評価するよう求められる。

### e) 標準式における CAT リスク

ソルベンシー II 委任規則(EIOPA-BoS-18/075 (航空機))の特定項目に関する第 2 の助言セットで、EIOPA は、標準式の自然災害の計算における国内市場の平均状況から著しく逸脱する特定の保険契約条件（特に契約上の制限又はサブ制限）を捕捉する方法を勧告した。このアプローチの適用を容易にするために、EIOPA は自然災害リスク・サブモジュールの較正の基礎となる国内市場の平均状況を提供することが求められる。

## 8. ソルベンシー資本要件を削減するためのリスク削減手法及びその他の手法

EIOPA は、ソルベンシー資本要件標準式における損害保険引受リスクのための最も一般的な非比例再保険適用範囲の認識方法について、また、不利な進展カバーと有限再保険カバーについて、助言を求められる。

この関連で、EIOPA が「損害保険引受リスク・サブモジュールへの出再保険契約の適用に関するガイドライン」に規定された方法が引き続き適切であると考えられる場合、EIOPA は、これらの方法をソルベンシー資本要件標準式に組み込むために、立法上の枠組みに対する修正がどの程度必要かを評価することが求められる。

また、標準式と内部モデルとの整合性を確保する観点から、金融リスク削減手法やソルベンシー資本要件の削減に使用される可能性のある金融商品の定義を明確にすることが求められる。EIOPA はまた、そのような項目について認識されるリスク軽減又はリスク移転の量を決定するための基準及び方法を示すべきである。

EIOPA はまた、ベースス・リスクの評価に関する規定が十分に明確であるかどうかを分析し、必要に応じて改善について助言を求める。

## 9. MCR

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 129 条 1 項から 4 項の採用により採択された加盟国の規則及び監督慣行について報告するよう求められている。特に、EIOPA は以下の項目について報告するよう求められる。

- ・第 128 条第 3 項に規定するキャップとフロアー並びに第 1 項(d) に規定する絶対的なフロアーの使用及び水準に関する量的及び質的情報
- ・最低資本要件の算定に関して監督当局が直面する潜在的な問題と、可能な場合には、その対処方法に関する勧告
- ・最低資本要件の計算を支配する規則が、1 年間の信頼水準が 85%であることを条件として、保険又は再保険会社の基本自己資本の VaR と整合的であり続けるかどうかの評価
- ・最低資本要件を遵守していない場合の監督実務上の乖離の可能性。これには、承認の撤回時期、承認の撤回後の監督権限、資産の自由な処分制限又は禁止が含まれる。
- ・ソルベンシー II 指令第 73 条 (3) に従って、生損保兼営会社のための適格な自己資本項目の特定に関する潜在的な問題と、適用可能な場合には、それらにどのように対処することができるかについての勧告

## 10. マクロ・プルーデンス問題

EIOPA は、ソルベンシー II の既存の規定が適切なマクロ・プルーデンス監督を許容しているかどうかを評価するよう求められている。EIOPA がそうでないと判断した場合、EIOPA は以下のクローズドリストを改善する方法について助言を求められる。

- ・リスクとソルベンシーの自己評価
- ・システミック・リスク管理計画の策定
- ・流動性リスク管理計画と流動性報告

- ・ プルーデント・パーソン原則

この評価は、強力な裏付け証拠に基づくべきであり、保険会社の行動に関するこのような追加的な仕様の影響の可能性や、他のソルベンシーⅡの手法との相互作用の可能性も評価すべきである。

### 1.1. 再建及び破綻処理

EIOPA は、ストレス状態にある会社の再建に関するソルベンシーⅡ規則が、調和された早期介入権限と予防的再建計画を含めて、さらに発展すべきかどうかを評価するよう求められる。EIOPA はさらに、どの要素と規則を追加すべきかについて助言を求められる。

同様に、EIOPA は、保険会社又は再保険会社の破綻処理に関して、破綻処理計画を含む最低限の調和された規則の必要性があるかどうかについて助言を求められる。加えて、EIOPA は、保険会社又は再保険会社の破綻又は破綻のリスクに対処するためにどのようなツールを作成すべきか、また、破綻処理計画の範囲をどのようにすべきかについて助言を求められる。

さらに、EIOPA は、ソルベンシー資本要件及び最低資本要件を遵守しなかった場合の監督権限の経験を踏まえ、早期介入、再建局面への移行及び破綻状態への移行の適切な誘因は何かについて助言を求められる。

### 1.2. 保険保証制度 (IGS)

EIOPA は、国内保険保証制度の最低調和規則の必要性について助言を求められる。特に、EIOPA は、IGS の役割と機能、地理的範囲、国境を越えた調整メカニズム、適格な政策、適格な請求者、資金、保険契約者情報の各分野における規則を調和させる必要があるかどうかについて助言を求められる。

自由な移動又はサービス又は支店を通じて販売される保険契約に関連して、EIOPA は、特に、国内保険保証制度のための調和された可能性のある規則が、会社が事業を展開している他の加盟国の保険契約者を保護するために自国の加盟国の IGS への付託を可能にするかどうかを検討するよう求められている。

EIOPA は、規則を調和させる必要があると判断した場合、どの原則を適用すべきかを助言するよう求められる。

### 1.3. サービス提供の自由及び設立の自由

EIOPA は、現在の国家監督当局及び EIOPA の監督権限が、サービス提供の自由と設立の自由を通じて国境を越えて活動する保険会社の破綻を防止し、フィット&プロパー要件を適切に評価するために十分であるかどうかを評価するよう求められる。

### 1.4. グループ監督

EIOPA は、2018年12月19日に公表された再保険会社のグループ監督及び資本管理に関する報告書で特定された主要な問題点がどのように是正されるかについて助言を求められる。特に、EIOPA は以下の項目に焦点を当てるよう求められる。

- ・ グループ監督の適用範囲及び親会社が非同等の第三国に本社を置く場合の監督権限を含めたグループ内取引の監督

- ・グループソルベンシーの計算を支配する規則であって、方法 1、方法 2 又は方法の組合せが使用される場合には、自己資本の要件及び指令 2002/87/EC (以下「FICOD (金融コングロマリット指令)」)との相互作用を含むもの
- ・グループ内で許容される分散効果の水準への影響を含む、最小連結グループソルベンシー資本要件の計算を管理する規則の適切性;
- ・グループレベルでのガバナンス要件の適用に関する不確実性やギャップ

### 15. 報告・開示

EIOPA は、監督上の報告に関する適合性チェックに関する欧州委員会の公開協議に対する利害関係者のフィードバックを考慮に入れて、以下を評価するよう求められる。

- ・監督当局及びその他の利害関係者の経験に照らして、報告及び開示に係る要件が継続的に適切であること
- ・監督上の報告及び公表の量、頻度及び期限が適切かつ均衡しているかどうか、また、既存の免除要件が小規模事業者への均衡した適用を確保するのに十分であるかどうか。

### 16. 比例と臨界値

EIOPA は、ソルベンシー II の枠組みの適用における比例性が強化されるかどうか、特に以下の分野について評価するよう求められる。

- ・指令 2009/138/EC の第 4 条に定義されているソルベンシー II の適用範囲から除外するための臨界値の妥当性
- ・規模の限界値、事業の性質又はそのリスクに基づき、枠組みの 3 つの柱のいずれかに関する一定の要件を免除する可能性
- ・個々の保険又は再保険会社のソルベンシー資本要件の重要な部分を形成するサブモジュールの簡素化された計算に関する規則

### 17. 最良推計値

EIOPA は、最良推計値の算出に関して異なる監督実務について報告するとともに、その影響、特に以下の項目に関して定量的な情報を提供するよう求められる。

- ・生命保険債務の最良推定値を計算するための経済的シナリオ生成プログラムの使用
- ・契約境界の定義の適用
- ・収益性の高いシナリオや「失効／解約」に連動した将来の経営施策の展開
- ・費用、投資費用及びオプションと保証の評価の処理と評価

この分析が欠陥又は監督上の重大な相違の特定を指し示す場合には、EIOPA はこれらをどのように是正できるかについて助言を求められる。

### 18. 単体レベルの自己資本

ソルベンシー II の枠組みにおける自己資本の階層構造は、指令 2013/36/EU 及び規則(EU)No 575/2013 で適用されるものとは大きく異なる。

したがって、EIOPA は以下の事項について報告を求められ、必要に応じて助言を求められる。

- ・保険フレームワークと銀行フレームワークの間の階層化アプローチの違いが、両セクターのビジネスモデルの違いによって正当化されるか否か<sup>5</sup>。
- ・ソルベンシー II の枠組みにおける自己資本の階層化構造が、自己資本の過度のボラティリティを発生させる度合い
- ・自己資本の調達可能性の基準が十分に明確かつ適切であるか。

加えて、EIOPA は、現在ソルベンシー II の自己資本に含まれている項目が、永久的な利用可能性と従属性の特性に応じた階層に適切に帰属されているかどうかを評価するように求められる。

### 19. 外部格付への依存度の低減

欧州委員会は、規制目的のために外部信用格付への参照を削減することに取り組んでいる。保険セクターの具体的な文脈では、ソルベンシー II 委任法の見直しにより、保険会社は格付けされていない債務の信用リスクを評価する新たな方法論的アプローチを既に提供している（「内部評価アプローチ」と「内部モデルアプローチ」）。

したがって、委任法の見直しに関連して提案された修正の範囲を超えて、EIOPA はこれらの代替的な信用評価のより広範な利用を可能にする追加的な方法について助言を求められる。このようなアプローチは、信用格付機関によっても格付けされる会社向けエクスポージャーを対象とする場合があり、また、会社がさらされているリスクの性質、規模及び複雑さに見合ったものでなければならない。

## 3—ソルベンシー II レビューに向けた各国監督当局の動き

ソルベンシー II の今後の見直しに向けて、各国の監督当局が優先すべき見直し項目等についての情報発信等を行っているが、ここではドイツとフランスの監督当局の動きについて報告する。

### 1 | ドイツの保険監督当局 BaFin

BaFin の保険年金基金監督 CED の Frank Grund 博士は、2019 年 5 月 7 日の BaFin の 2019 年次記者会見において、これまでのソルベンシー II に対する評価を述べるとともに、今後のソルベンシー II レビューに関してコメントを述べている。

これによると、ソルベンシー II に対しては、「肥大化した、数に取りつかれた、官僚主義」といったラベル付けによる批判はあるが、ソルベンシー II は、市場で一貫した評価に基づいたシステムとしての価値を証明し、リスク管理を改善した、と述べた。また、2020 年のレビューに向けては、①標準式、②長期的なビジネス、③報告、の 3 つを重要なポイントとして挙げた。

「標準式」については、BaFin の 2018 年の Annual Report においても触れられていたように、「マイナス金利」の問題について、ソルベンシー II の標準式をマイナス金利のモデリングを可能にするように変更すること、そして既に行っている「内部モデルに従う」ことを求めた。

「長期的なビジネス」については、生命保険会社の非常に非流動的な債務にとって適切な資本要件であるべきだとし、さらに経済危機が発生した場合に、生命保険会社を一時的に市場の不連続から守るクッションとして機能する危機管理ツールが必要だとしている。

<sup>5</sup> 例えば、銀行規制は Tier3 の自己資本を含まず、Tier2 の自己資本項目に上限を設けていない。

「報告」に関しては、現在、四半期毎のデータの報告書と3つの説明報告書で構成されており、業界からの批判があるが、報告書には「ギャップ、繰り返し、あいまいな又は一般的な記述」が多いとし、「会社が必要な情報を正確に提供できるように、(報告の) 与えられた構造を学び、適応させるべきだ」と語った。さらに、強化が必要な側面として「比例性の改善」を掲げて、報告される大量の量的データに関して、「低リスクの保険会社が中間報告義務の免除を得ることをさらに容易にすること」が目標だと述べた。

なお、2018年のAnnual Reportの中で、2020年のソルベンシーIIレビューに関して、「BaFinは、定性的及び定量的な報告義務に関しても、比例原則の包括的な改善を主張しており、さらに関連するリスクをより正確に反映する方法で商品に長期保証を提供するために、フレームワークをさらに開発することを目指している。」と述べた。

加えて、「BaFinの目的は、とりわけ、一般的な報告の文脈において比例原則を強化することであり、これは、例えば、説明報告書の新しいデザインや報告書様式の数減らすことで実現できる。」と述べていた。

## 2 | フランス保険監督当局 ACPR

フランスの保険監督当局であるACPR(健全性規制当局)は、ソルベンシーIIの2020年の見直しに関して、「長期投資」、「簡素化」、「比例性」の3つの優先事項を強調している。

ACPRのBernard Delas副会長によれば、ソルベンシーIIの導入以来、殆どの保険会社はリスク管理を改善してきたが、規制はまだ改善される可能性がある、としている。

7月のACPR年次総会のスピーチで、Delas氏は2018年のレビューによる委任法の修正を歓迎するとともに、指令の次の再評価から、さらに多くを期待すると述べた。

「長期投資」について、2018年のレビューにおいて、欧州委員会は保険会社の長期株式及びプライベートエクイティ投資に関連する資本費用を削減したが、Delas氏は、ソルベンシーIIは依然として株式投資にペナルティを科している、とし、「これらの投資に関連するリスクの現実をよりよく反映するために、全ての主要資産クラスの資本費用の較正を見直すことを望んでいる。」と述べた。

さらに、「保険会社の役割を十分に果たすためには、保険会社は十分に分散した資産に投資できなければならない、これは、規制を遵守しつつ、その投資を彼らの負債の性質と期間に適応させることを意味している。」と述べた。

「この状況下では、株式投資のための資本費用の減少はプラスになる。保険会社がこの資産クラスにより多く投資することを可能にし、これはより良い保証を得る保険会社の顧客にとっても有益であるが、活発な機関投資家を必要とする経済にとっても有利になるだろう。」と述べた。

「簡素化」については、Delas氏は、より強力で信頼性の高いものにするために、規制をより理解しやすいものにする必要があると述べた。

「比例性」については、「比例性は指令の中で書かれており、それをより体系的に使用することを促進することは有益である。」とし、「報告はより軽くすべきであり、そして低リスクのための引受けの一部の報告は簡素化されるべきである。」と述べた。

## 4—ソルベンシー II レビューに向けた保険業界団体の反応

ソルベンシー II の 2020 年のレビューに向けて、保険業界団体は各種の意見表明を行ってきている。特に、ここでは、オランダとアイルランドの保険業界団体及び Insurance Europe（保険ヨーロッパ）と AMICE（欧州相互保険会社・協同組合協会）による「比例原則」の適用に関連する意見について報告する。

### 1 | オランダ及びアイルランドの業界団体

オランダの保険業界団体である Verbond van Verzekeraars とアイルランドの保険業界団体である Insurance Ireland は、7 月 11 日に、共同で「A PROPORTIONALITY TOOLBOX FOR SOLVENCY II（ソルベンシー II のための比例ツールボックス）」とのタイトルの DP（ディスカッション・ペーパー）<sup>6</sup>を公表した。その中で、中小規模の会社のソルベンシー II 適用基準を引き上げること、及びソルベンシー II のための比例ツールボックスを導入すること、を提案した。

これによると、ソルベンシー II は現在、年間の収入保険料が 500 万ユーロ以上の保険会社に適用されているが、これは中小会社に不必要な規制上の負担をかけていることから、これを年間の収入保険料が 1,000 万ユーロ以上に引き上げることが提案された。

さらに、ソルベンシー II の下で一貫して適用される EU 全体の比例ツールボックスを導入することを提案した。このツールボックスは、1000 万ユーロから最大 5000 万ユーロの保険料収入、その他必要な条件を満たす保険会社のためのソルベンシー II の事前設定比例適用である。なお、この上限は、欧州委員会の「中型の」会社の定義に沿ったものとなっている。

適格な中小保険会社に対してデフォルトで比例性を適用する比例ツールボックスは、同一の資本要件（第 1 の柱）を有するが、完全なソルベンシー II よりも少ない第 2 の柱及び第 3 の柱の要件を有する。

これは、例えば、保険数理機能は一定の条件下では義務的ではないが、比例した年次のリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）が必要であり、限定的なソルベンシー財務状況報告書（SFCR）が必要であることを意味する。報告義務はまた、ソルベンシー II 定量報告テンプレート（QRT）に関しても限定されている。しかし、資本要件（第 1 の柱）は完全に適用されることになる。

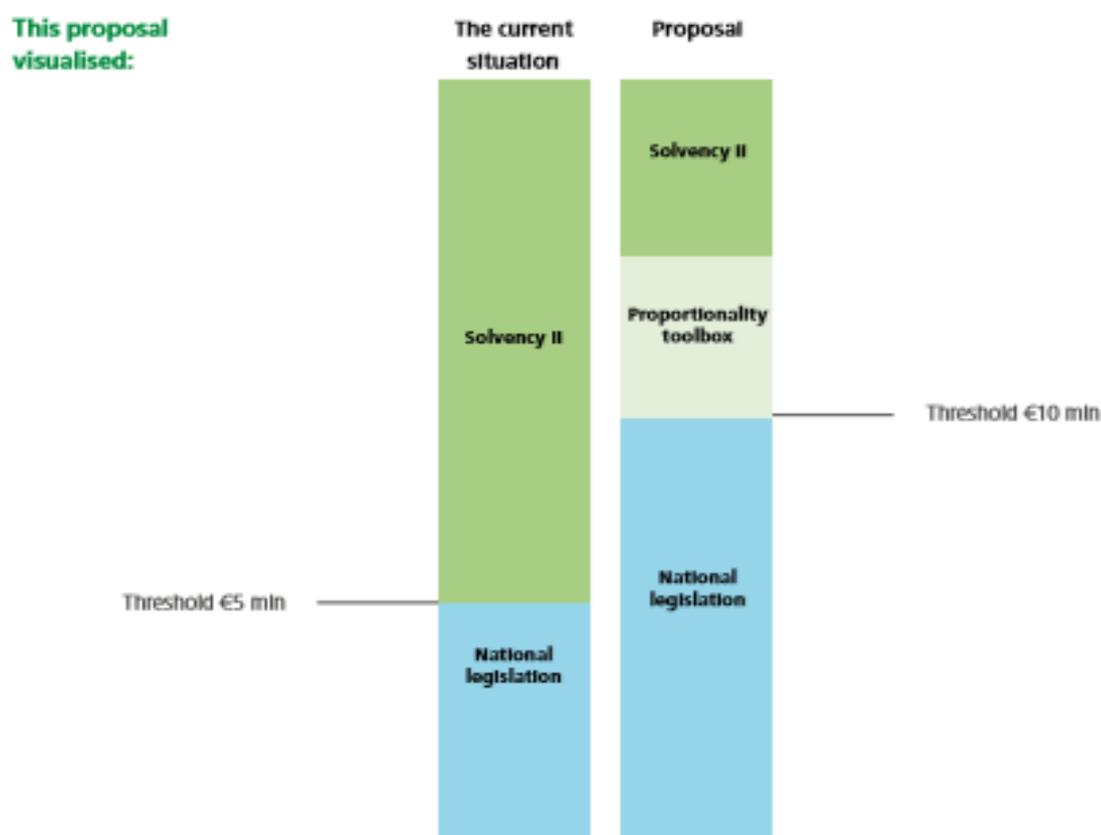
なお、これらの変更には、次の利点があるとしている。

- ① 保険契約者保護を維持しつつ、比例原則に則り、健全性を失わずにコンプライアンスの負担を軽減する。
- ② 例外ではなくデフォルトとしての比例簡素化アプローチ
- ③ ソルベンシー II の比例性が主に国内措置に依存している現状とは対照的に、欧州レベルでの比例原則の一貫した適用
- ④ 中小保険会社及び InsurTech の手助け

<sup>6</sup> プレスリリース <https://www.insuranceireland.eu/news-and-publications/news-press-release/dutch-and-irish-insurance-associations-call-for-a-proportionality-toolbox-for-solvency-ii>  
DP（ディスカッション・ペーパー） [https://www.insuranceireland.eu/media/VVV-DiPa%20Solvency-II-07\\_FINAL.pdf](https://www.insuranceireland.eu/media/VVV-DiPa%20Solvency-II-07_FINAL.pdf)

なお、この提案は、かなりの数の中小保険会社に影響を与えるが、国の市場構造によっては、市場の規模の中であまり重要でない部分（オランダ市場で1%未満、アイルランド市場で2%未満）にしか影響を与えない、と述べている。

これらの提案によると、現行と提案に基づくソルベンシーIIの枠組みは、以下の通りとなる。



（出典）Verbond van Verzekeraars と Insurance Ireland による DP 資料より

## 2 | Insurance Europe（保険ヨーロッパ）と AMICE（欧州相互保険会社・協同組合協会）

Insurance Europe と AMICE も、9月30日に、保険会社が規制の枠組みによって不均衡に負担にならないように、ソルベンシーII比例原則を改善するためにECに共同要請<sup>7</sup>を行った。

その中で、まずは、ソルベンシーIIの枠組みの適用における比例性が強化されるかどうかを評価するため、欧州委員会がEIOPAに対して、ソルベンシーII 2020レビューに関する助言を求める要請を行ったことを歓迎する旨を述べた。そして、ソルベンシーII比例原則は、過度の負担を回避するためのキーだが、実際には機能していない、と述べた。

ソルベンシーIIと、特にそのリスクベースのアプローチは、EUの保険業界によってサポートされているが、現在、会社に課せられている膨大な量のルールが不均衡であり、会社の活動やリスクに比べて不必要に負担が大きいため、比例原則に関するルールの変更が必要だと述べた。

比例原則は、各国監督当局（NSAs）が保険会社に課される規制要件を、保険会社の活動の規模、性質及び複雑さに関して比例的に適用できるようにするために含まれたソルベンシーIIの重要な要素

<sup>7</sup> <https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Proposals%20for%20making%20proportionality%20work%20in%20Solvency%20II.pdf>

である。全ての保険会社が不必要なコストを回避し、小規模な保険会社が活動に関連する規制要件のために廃業することを回避するのに役立つ、としている。

EU の保険会社は、ソルベンシー II では比例原則が実際に適用されることは殆どないと警告しており、欧州委員会に共同で変更を要請している。業界が提案する改善は、比例原則が全ての加盟国及びソルベンシー II の 3 つの柱全てに効果的かつ一貫して適用されることを保証するのに役立つ、としている。

Insurance Europe と AMICE は、比例性が実際に本来意図されたとおりに機能することを確保するのに役立つ変更のための具体的な提案を行っている。その内容は、以下の通りである。

1. 指令において、次のことを明確にするために追加の文章が必要である。
  - ・ NSAs は法的に可能であるだけでなく、会社が比例性を適用するために、指令、委任法、及び／又は実施文書に規定された特定の要件から逸脱したり、又は一部の要件を適用しないことを許可する義務を負っている。例えば、指令の第 29 条「監督の一般原則」を改正する。
  - ・ 比例は、小会社だけでなく、グループや大会社にも適用できる。性質、規模及び複雑性への言及は、会社／グループの全体的な規模ではなく、関連するリスク、活動又は商品に明確に言及すべきである。現在、一部の子会社は、グループに属しているため、比例的な措置の適用から除外されている。会社がグループに属しているかどうかにかかわらず、同等の待遇が適用されるべきである。そのためには、単体レベルでの比例性はグループレベルで直接反映されなければならない。
2. 委任法において、事前定義された特定の比例措置の網羅的でないリストである比例「ツールボックス」を作成する。この簡素化と免除のリストは、リスクに比べていくつかの要件が過度に負担となる全ての会社が、比例性救済を利用できるようにするために必要である。
3. 以下の措置を講じることにより、比例措置（定義済みのツールの 1 つであるか、又は他の簡素化／免除であるか）を適用しようとする会社の負担を軽減し、比例原則の適用の一貫性を向上させる。
  - ・ 既存の要件(ソルベンシー II 指令第 56 条、第 88 条)を調整し、ツールボックスの措置を自動的に適用するための明確なリスクベースの特定基準を導入する。これにより、これらの基準を満たす会社は、さらなる文書化や NSA の明確な承認なしにツールを自動的に適用できるようになる。
  - ・ EIOPA に対し、リスクの性質、規模及び複雑性に関する NSAs の評価を支援し、原則の適用プロセスの透明性を高めることを目的とした、リスクベースの明確な基準を策定するよう求める。
  - ・ 監督当局との対話の中で、ツールボックスの個々の措置が、その正当性を適切に文書化することを条件に、自動適用の所定の基準を満たしていない場合であっても、全ての保険者がその措置を適用することができることを規定する。
4. EIOPA は、その有効性と一貫性をどのように改善するかについての提案を含む比例性に関する年次報告書を公表すべきである。報告書は、加盟国ごとに比例原則の適用を評価し、その有効性と一貫性をどのように改善するかについて提案を行う（報告の制限と免除に関する EIOPA による報告書と同様）。この報告書及びその後のフォローアップは、ESA（欧州監督機関）のレビューによって設置が義務付けられている新しい比例性委員会によって監督されるべきである。

これらの変更により、全ての保険者が、適用可能な比例的措置への現実的かつ効率的なアクセスを

有することを確保し、あらゆる規模の会社が、申請に過大なコストや負担をかけないようにすることができる、と述べている。

## 5—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーⅡの2020年のレビューに関するこれまでの動きについて報告してきた。

ソルベンシーⅡの2020年のレビューについては、形式的には2019年2月の欧州委員会からEIOPAへの技術的助言要請でスタートした形になっている。ただし、実質的にはそれ以前から、利害関係者による問題提起が行われ、またEIOPAも各社のデータ収集や分析報告書の発行を通じて、準備を進めてきていた。

そうした中で、「報告と開示」及び「保険保証制度」に関しては、すでにCPが公表されており、このうちの「報告と開示」については既に、保険年金フォーカス「[EIOPAが監督上の報告と公衆開示の比例性向上に関するCPを公表—2020年のソルベンシーⅡ改革に向けた動き—](#)」（2019.8.26）で報告している。今回、EIOPAから、その他の包括的な項目をカバーするCPが公表されたことで、具体的な議論がさらに進んでいくことになる。

次回以降のレポートで、EIOPAによる今回のCPの概要を報告する。

以 上